

くらしの法律救急箱

第14回 成年後見に関するギモン

成年後見とはどのような制度ですか。

Q 1

認知症や知的障害などにより判断能力が低下すると、自分の財産を管理したり、契約を締結することができなくなり、社会生活を独力で続けることが困難となります。そこで、本人に代わって財産管理や契約締結を行う人を家庭裁判所が選任し、その人が財産管理や契約締結を行う手続が成年後見です。成年後見制度には「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、判断能力の低下がより進んだ場合（判断能力が欠けている状態が日常となっているような場合）には「後見」となります。

親族が本人に代わって、契約書にサインしたり、各種の支払いをしたりすると問題がありますか。

Q 2

A 2

親族が本人を援助して事実上問題なく過ごしている

場合も多いのですが、本人の判断能力が失われていると、契約が無効とされたり、支払行為を他の親族から非難されたりするおそれもあります。したがって、本人がそのような状態に至っているのであれば、成年後見制度の活用を検討すべきではないでしょうか。

Q 3

成年後見人には誰が選ばれるのですか。

A 3

成年後見人を選任するための申立てに際して、「私を成年後見人を選任して欲しい」と申し出ることができ、これに従って親族が選ばれることもあります。しかし、親族間で意見の対立がある場合や、適切な財産管理が期待できないときは、弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士などの「専門職後見人」が選ばれる場合もあります。最近では、成年後見人の不適切な財産管理が社会問題化していることもあり、親族のうち誰かが成年後見人になることを希望しても、そのとおりに選任されるとは限りません。

Q 4

成年後見人を選ばれた場合、どのような仕事があり



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

ますか。

A4

成年後見人の大きな役割として財産管理業務があります。通帳などを管理し、本人のために必要な支払いをします。介護や療養など本人のために必要な契約も行いますが、日常の食事の世話や介護は、「成年後見人の職務」には含まれません。

後見人は裁判所の監督下にありますので、1〜2年ごとに裁判所に財産状況や本人の状況を報告する義務があります。「財産管理が不明朗だ」といった指摘を受けることにならないよう、お金の流れを記録し説明できるように心がけましょう。

Q5

成年後見人には報酬が支払われるのですか。

A5

成年後見人には、家庭裁判所が決定した報酬が支払われます。ただし、自動的に支払われるのではなく、後見人自身が家庭裁判所に「報酬付与の申立て」をしなければなりません。具体的な金額は、成年後見人の職務の内容や財産の状況などを総合的に勘案して決定

されます。決定された報酬額は本人の財産から支払われます。

Q6

裁判所に後見人を選んでもらうのではなく、自分で決めることはできるのですか。

A6

自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ後見人になってもらう人を決めておくことができます。これを「任意後見」といいます。将来の療養看護や財産管理を任せることになるので、財産管理の方法や特に気をつけて欲しいことを後見人となってもらう方とよく相談した上で、公正証書の形で取り決めをします。任意後見人になれば負担も大きいので、親族以外に依頼するときは毎月の報酬を決めておいたり、親族の場合は相続の際により多くの遺産を与えるように遺言を作成しておくなど、一定の財産的な配慮がなされることが多いです。

なお、任意後見契約の基本的な内容は法務局に登録されます。